

令和 年 月 日付

年 組 さん
保護者様

京都市立松尾小学校
校長 伊藤 幸範

出席停止のお知らせ

お子さまは、下記の○印の病気（またはその疑い）で静養中ですが、この病気にかかった場合は、医師により登校してもよいという許可を得てから登校していただくことになっています。（裏面をご参照ください）については、お手数ですが、登校を再開される時に下記の用紙を利用して、その旨をお知らせください。

記

- ・新型コロナウイルス
- ・インフルエンザ
- ・流行性角結膜炎
- ・水痘（水ぼうそう）
- ・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
- ・麻疹（はしか）
- ・風疹（三日ばしか）
- ・その他（ ）

*** 下の用紙は保護者の方がお書き下さい。**（医療機関で記入していただく必要はありません。）

キ リ ト リ セ ン

年 月 日

年 組 児童名

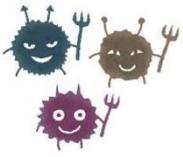
保護者名

（病名 ）のため欠席しておりましたが、医師より「登校許可」がありましたので、本日より登校させたく報告します。

- ・欠席期間（出席停止期間） 月 日～ 月 日まで
- ・診察を受けた医療機関（ ）
- ・今後の生活について
 - ・普通にしてよい
 - ・注意してほしい（具体的に記入してください）

[]

感染症における 出席停止について（参考）

分類	疾患名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ	治癒するまで 
第二種	新型コロナウイルス感染症	（*注）発症後5日経過かつ症状軽快後1日経過するまで
	インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く）	（*注）発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日（幼児は3日）を経過するまで
	百日咳	 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が かさ皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	 主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医、その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、（O-157）、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他（例： <u>ヘルパンギーナ・手足口病・伝染性紅斑・溶連菌・感染性胃腸炎・マイコプラズマ肺炎・突発性発疹など</u> ） 	病状により学校医、その他の医師において <u>感染のおそれがないと認めるまで</u> その他の感染症は、特定の疾患を定めるものではなく、地域や学校において通常見られないような重大な流行が見られた場合、その感染拡大を防ぐために、必要がある時に限り、学校医の意見を聞き、出席停止を学校長が判断するものです。そのため、必ず出席停止を行うべきというものではありません。

（*注） **発症後5日**・・・発症した日は0日とし、カウントしない。発症翌日から5日間を経過するまで。

症状軽快・・・解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあること。

解熱後2日（幼児は3日）・・・解熱した日は0日とし、カウントしない。解熱翌日から2日を経過するまで。